

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

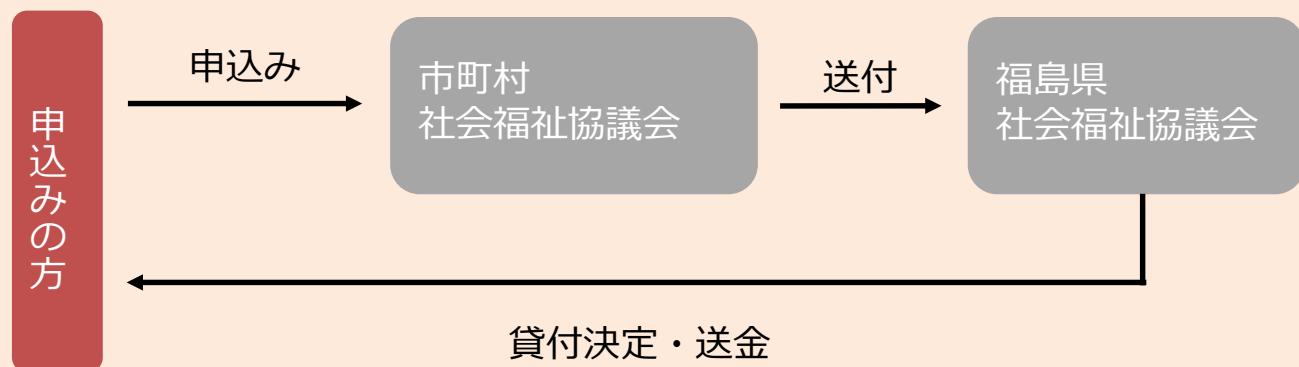
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

福島県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ



- 一般的なお問い合わせ、償還免除については個人向け緊急小口資金・総合支援資金コールセンター

0120-46-1999 ※ 9:00～17:00（平日）

- お申込みはお住まいの（住民票のある）市町村社会福祉協議会

※ 郵送での申請をご希望の場合は事前に市町村社会福祉協議会へご相談ください。

※ 多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。

右のQRコードよりご確認ください。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

20万円以内

下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- イ 世帯員に要介護者がいるとき
- ウ 世帯員が4人以上いるとき
- エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をすることが必要となった労働者がいるとき
- オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をすることが必要となった労働者がいるとき
- カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■据置期間

1年以内

※令和4年12月末日以前に返済が開始となる貸付については、令和4年12月未まで据置期間を延長。

ただし、すでに返済が始まっている方は対象となりませんのでご注意ください。

■償還期限

2年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

お住まいの（住民票のある）
市町村社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金） ※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。
申請にあたり自立相談支援機関への相談が必要となります。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：3月以内

■据置期間

1年以内

※令和4年12月末日以前に返済が開始となる貸付については、令和4年12月未まで据置期間を延長。

ただし、すでに返済が始まっている方は対象となりませんのでご注意ください。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

お住まいの（住民票のある）
市町村社会福祉協議会

借入申込みに必要なもの

共通

- (1) 身分を証明できるもの
(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
- (2) 世帯全員分の住民票（※発行3ヶ月以内）
- (3) 印鑑（実印でなくても構いません）
- (4) 申込者の預金通帳又はキャッシュカード

緊急小口資金

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことが確認できる書類（収入の減少状況に関する申立書）等

総合支援資金

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により失業、または著しく収入が減少したことが確認できる書類（収入の減少状況に関する申立書）等
- (2) 総合支援資金特例貸付にかかる状況確認シート ※自立相談支援機関へ提出

詳しくはお手続きをされる市町村社会福祉協議会へご確認ください。

貸付金の交付方法

「貸付手続きの流れ」のとおり申込書類を確認後、借入申込者が指定する金融機関口座に後日送金します。

受付期間

緊急小口資金、総合支援資金（初回）の受付期間は令和4年3月末までとなります。

※総合支援資金（再貸付）については、令和3年12月末までとなります。
令和3年12月29日（水）～31日（金）は、市町村社会福祉協議会が年末休みとなるため、申請方法及び申請受付期間等については、お住まいの（住民票のある）市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。

<< 福島県内 市町村社会福祉協議会一覧 >>

相談・申込み受付時間は各市町村社会福祉協議会へご確認ください。
 なお、現在体調のすぐれない方は快復された後に手続きをされるか、
 お急ぎの場合はまずお電話にてご相談ください。

市町村名	電話 番 号	市町村名	電話 番 号	市町村名	電話 番 号
福島市	024-533-8877	白河市	0248-22-1159	昭和村	0241-57-2655
二本松市	0243-23-7867	西郷村	0248-25-5454	会津美里町	0242-54-2940
伊達市	024-576-4050	泉崎村	0248-54-1555	下郷町	0241-69-5111
本宮市	0243-33-2006	中島村	0248-52-3400	檜枝岐村	0241-75-2382
桑折町	024-582-1155	矢吹町	0248-44-5210	只見町	0241-84-7006
国見町	024-585-3403	棚倉町	0247-33-2623	南会津町	0241-62-4169
川俣町	024-565-3761	矢祭町	0247-34-1050	相馬市	0244-36-2015
大玉村	0243-68-2100	塙町	0247-43-2154	南相馬市	0244-24-3415
郡山市	024-932-5311	鮫川村	0247-49-3600	広野町	0240-27-2789
須賀川市	0248-88-8211	会津若松市	0242-28-4030	楡葉町	0240-25-4157
田村市	0247-68-3434	喜多方市	0241-23-3231	富岡町	0240-22-5522
鏡石町	0248-62-6428	北塩原村	0241-28-3757	川内村	0240-38-3802
天栄村	0248-82-2826	西会津町	0241-45-4259	大熊町	0240-23-5171
石川町	0247-26-3793	磐梯町	0242-73-3022	双葉町 (いわき市)	0246-84-6725
玉川村	0247-57-4410	猪苗代町	0242-62-5168	浪江町	0240-34-4685
平田村	0247-55-3500	会津坂下町	0242-83-1368	葛尾村	0240-29-2020
浅川町	0247-36-3163	湯川村	0241-27-8890	新地町	0244-62-4213
古殿町	0247-53-4394	柳津町	0241-42-3418	飯舘村	0244-42-1021
三春町	0247-62-8586	三島町	0241-52-3344	いわき市	0246-23-3320
小野町	0247-72-6866	金山町	0241-55-3336		

実施主体：社会福祉法人福島県社会福祉協議会

連絡先：〒960-8141

福島市渡利字七社宮111番地 福島県総合社会福祉センター内

TEL：024-523-1250